

岐阜県公報

第二千九百六十九号
平成三十年八月三日

(金曜日)

指定自立支援医療機関の指定
指定自立支援医療機関の変更届出

(身体障害者更生相談所) 五一〇
(同) 五一二

目次

規 則

岐阜県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則 (治山課) 五〇〇^ハ
岐阜県森林法施行規則の一部を改正する規則 (同) 五〇二

教育委員会規則

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則 (教育管理課) 五〇二

告 示

災害救助法に基づき関市長が行うこととした救助の実施に

関する事務を行う期間の延長 (防災課) 五〇二

保安林の解除をしようとする旨の通知 (治山課) 五〇二

都市計画汚物処理場事業の認可 (都市政策課) 五〇三

身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (身体障害者更生相談所) 五〇三

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱 (交通企画課) 五〇四

公 示

指定自立支援医療機関の指定 (保健医療課) 五〇五

指定自立支援医療機関の変更届出 (同) 五〇五

指定自立支援医療機関の指定辞退及び廃止 (同) 五〇五

家畜商講習会の開催 (畜産課) 五〇五

基本測量の実施 (用地課) 五一〇

公共測量の実施 (同) 五一〇

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成三十年八月三日

規 則

岐阜県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十九号

岐阜県土採取規制条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県土採取規制条例施行規則（昭和四十八年岐阜県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第四条第二項で」を「第四条第二項において」に改め、同項第六号中「行なう」を「行う」に改める。

第四条、第六条及び第七条中「行なう」を「行う」に改める。

第九条第一項中「規定による」を削り、同項第三号中「独立行政法人緑資源機構」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に改め、同項第十号中「加入」を「社員となっている」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「の規定による」を「に規定する」に改め、同項第一号及び第二号中「規定による」を削り、同項第三号中「規定による認可」を「認可」に改め、同項第四号から第七号までの規定中「規定による」を削り、同項第八号中「第十三条第三項又は第十四条第三項の規定による」を「第二十条第三項又は第二十一条第三項の」に改め、同項第九号中「第十八条第一項の規定による」を「第十八条第一項の」に、「よる許可を受けたものとみなす場合」を「よりを受けたものとみなされるもの」に改め、同項第十号から第十三号までの規定中「規定による」を削り、同項第十四号中「規定による許可」を「許可」に改め、同項第十五号から第十七号まで及び第十九号中「規定による」を削り、同条第三項中「規定による」を削り、「土の採取は」を「規模は」に、「番号に」を「番号のいずれにも」に改め、同項第一号中「土の採取」を「であるもの」に改め、同項第二号中「の規模で行なう土の採取」を「であるもの」に改め、同条第四項中「の規定による」を「に規定する」に改め、同項第二号中「規定による」を「規定する」に、「土採取」を「土の採取」に改める。
別記第一号様式中「行ひし範囲」を「行つ範囲」に、「令む」を「令む。」に改める。
別記第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第8条関係)

表

第	号	身 分 証 明 証	
		岐阜県職員	
		氏 名	
		年	月 日 生
<p>上記の者は岐阜県土採取規制条例第13条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p>			
年 月 日		(1年間有効)	
岐阜県知事			印

裏

岐阜県土採取規制条例抜すい

第13条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土の採取を行なう者に対し、必要な事項の報告を求め、又はその職員に土の採取を行なう者の事務所、土の採取場その他その事業を行なう場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項に規定する職員は、規則で定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

第18条 次の各号の一に該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(1) 及び(2) 略

(3) 第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県森林法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第七十号

岐阜県森林法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県森林法施行細則（昭和五十三年岐阜県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十六年農林水産省令第五十四号。以下「省令」という。」を「昭和二十六年農林省令第五十四号」に改める。

第五条中「さらに」を「更に」に、「省令第二条」を「森林法施行規則第四条」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年八月三日

岐阜県教育委員会
教育長 安 福 正 寿

岐阜県教育委員会規則第十一号

岐阜県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会公印規則（昭和四十年岐阜県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「教育総務課長」を「教育管理課長」に改める。
第三条に次のただし書を加える。
ただし、同表に掲げるひな形により難いときは、教育管理課長の承認を受けて、これによらないことができる。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第三百九十一号

災害救助法に基づく救助の実施に関する告示（平成三十年岐阜県告示第三百六十六号の二）により関市長が行うこととした被災した住宅の応急修理について、その期間を次のとおり延長する旨の通知をしたので、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百一十五号）第十七条第二項の規定により告示する。

平成三十年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

平成三十年七月六日から平成三十年九月五日まで

岐阜県告示第三百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成三十年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
揖斐郡揖斐川町塚字塚奥山五四八の一七二から五四八の一七四まで、五四八の一七八から五四八の一八一まで、五四八の一八三、五四八の一八六（以上九筆国有林）
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 三 解除の理由
道路用地とするため

岐阜県告示第三百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、各務原都市計画汚物処理場事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原市クリーンセンター基幹的設備改良事業 第三号 各務原市衛生センター
- 三 事業施行期間
平成三十年八月三日から
平成三十三年三月十日まで
- 四 事業地
収用の部分 なし
使用の部分 なし

岐阜県告示第三百九十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として次のとおり指定したので、岐阜県身体障害者福祉法施行細則（平成五年岐阜県規則第九十号）第五条の規定により告示する。

平成三十年八月三日

担当科目	医師氏名	勤務	場 所	指定年月日
腎臓内科	加藤 彰浩	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院	瑞浪市土岐町七六一	平成三〇・七・三
呼吸器内科	前田 光	中津川市市民病院	中津川市駒場一五三二	同
整形外科	植田 裕昭	大垣市市民病院	大垣市南類町四八六	同
内科	小木曾英介	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院	山県市高富一一八七	同
内科	堀部 陽平	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院	山県市高富一一八七	同
内科	高田 英里	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院	山県市高富一一八七	同
外科	久野 真史	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院	山県市高富一一八七	同
整形外科	小川 崇	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	関市若草通五一	同
内科	服部 泰輔	海津市医師会病院	海津市海津町福江六五六	同
整形外科	古川亜矢子	大垣整形外科	大垣市笠縫町四五四	同
内科	小林 雄一	小林医院	揖斐郡揖斐川町黒田四三九	同
神経内科	稲垣 智則	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一	同
呼吸器内科	佐々木田美子	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一	同

岐阜県知事 古 田 肇

眼科	奥村 勇太	地方独立行政法人岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町五一六	同
耳鼻咽喉科	高野 学	博愛会病院	不破郡垂井町二二〇四二	同
消化器内科	田辺 浩喜	博愛会病院	不破郡垂井町二二〇四二	同
内科	伊藤 元	伊藤内科・神経科	海津市南濃町駒野二五二	同
循環器内科	門田 卓	岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪二五四七	同
脳神経外科	水谷 大佑	土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口七〇三二四	同
耳鼻咽喉科	星田 茂	地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森三二二	同
循環器内科	中村 真幸	大垣徳洲会病院	大垣市林町六八五	同
内科	池庭 誠	池庭医院	多治見市宮前町一一六	同
内科	鷺津 潤爾	虹いろ在宅ケアクリニック	恵那市大井町一一三四八二	同
外科	佐野 文	高山赤十字病院	高山市天満町三一	同
呼吸器内科	加藤 裕真	東海中央病院	各務原市蘇原東島町四六二	同
内科	片岡 邦夫	東海中央病院	各務原市蘇原東島町四六二	同
小児科	熊崎 香織	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五	同
内科	原 武志	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五	同
外科	田尻下敏弘	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五	同

公安委員会告示三

内科	岩田 暁	松波総合病院	羽島郡笠松町田代一八五	同
消化器内科	山 剛基	大垣市民病院	大垣市南瀬町四八六	同
消化器内科	水野 和幸	大垣市民病院	大垣市南瀬町四八六	同
消化器内科	宮本 陽一	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院	瑞浪市土岐町七六一	同
消化器内科	内田 元太	岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院	瑞浪市土岐町七六一	同
脳神経外科	服部 夏樹	愛生病院	羽島郡笠松町円城寺九七一	同
消化器内科	安田 諭	大垣市民病院	大垣市南瀬町四八六	同

岐阜県公安委員会告示第三号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の二十九第一項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱したので、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第七号）第一条第二項の規定により告示する。

平成三十年八月三日

岐阜県公安委員会

委員長 古田 善伯

委嘱した委員

活動区域	氏名	住所	委嘱年月日
岐阜北警察署管轄区域	大塚 文雄	岐阜市萱場町	平成三十年八月三日

公 示

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

（病院又は診療所）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	年 月 日 定
木村医院	養老郡養老町押越二二三八一	精神通院	平成三〇・八・一
さくらこどもリハビリクリニック	可児市川合二七四九番地五六	同	同

（薬局）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	年 月 日 定
うめま薬局	各務原市鷺沼東町四丁目一七七三	精神通院	平成三〇・八・一
可児かがやき薬局	可児市下恵土字中西八三五番一	同	同
つばめ薬局	恵那市長島町正家七二六一	同	平成三〇・八・五
萩原薬局	下呂市萩原町萩原九〇五	同	平成三〇・八・一

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があった

ので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）名称の変更

名 称	所在地	自立支援医療の種類	年 月 日 更
トーカイ薬局 土岐泉店	土岐市泉郷町四丁目三三	精神通院	平成三〇・七・一

指定自立支援医療機関の指定辞退及び廃止

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定による指定自立支援医療機関の指定の辞退及び廃止があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

精神通院医療に係るもの

（薬局）

名 称	所在地	自立支援医療の種類	辞 退 ・ 廃 止 年 月 日
つばめ薬局	恵那市長島町正家五二五一	精神通院	平成三〇・八・四

家畜商講習会の開催

家畜商法（昭和二十四年法律第百八号）第四条の二第一項の規定により家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和二十八年政令第百五十二号）第一条の二第一項の規定により公示する。

平成三十年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 開催の期日及び場所

平成三十一年二月四日(月)及び同月五日(火)

岐阜市六条大溝四丁目四番七号 岐阜県家畜商協同組合事務所二階研修指導室

二 講習科目及び時間

家畜の取引に関する法令

四時間

家畜の品種及び特徴

四時間

家畜の悪癖、機能障害及び疾病

六時間

三 受講手続

受講希望者は、受講申込書(別記様式第一号)に写真(申込み六か月以内に撮影した上半身、無帽、正面向、無背景、縦三・六センチメートル、横二・四センチメートル)を貼付して提出すること。ただし、家畜商法施行規則(昭和三十七年農林省令第四号)第四条各号に掲げる特別な資格を有する者で、家畜商法施行令第一条の四第一項ただし書の規定により講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、講習時間の特例措置適用申請書(別記様式第二号又は別記様式第三号)に、獣医師の免許を受けている者にあつては獣医師法(昭和二十四年法律第百八十六号)第七条第二項の獣医師免許証の写しを、家畜人工授精師の免許を受けている者にあつては家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十八条の家畜人工授精師免許証の写しを添えて提出すること。

四 受講手数料

三千七百円に相当する額の岐阜県収入証紙を受講申込書に貼付し、納付すること(消印しないこと)。

五 受講申込書の提出先及び受付期間

1 提出先

住所地为所管する農林事務所

2 受付期間

平成三十一年一月 四日(金)から

同 月 十八日(金)まで

六 その他

この講習会について不明な点は、各農林事務所農業振興課まで問い合わせること。

別記様式第1号



平成 年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

電話番号

ふりがな

氏 名

印

生年月日

年 月 日

平成30年度家畜商講習会受講申込書

家畜商法第4条の2第1項の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦長に使用する。)

別記様式第2号
(獣医師用)

講習時間の特例措置適用申請書

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

住 所
氏 名

印

家畜商法施行規則第4条第1号に該当するため、家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、獣医師法第7条第2項の獣医師免許証の写しを添えて申請します。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦長に使用する。)

別記様式第3号

(家畜人工授精師用)

講習時間の特例措置適用申請書

平成 年 月 日

岐阜県知事 様

住 所

氏 名

印

家畜商法施行規則第4条第2号に該当するため、家畜商法施行令第1条の4第1項ただし書の規定により講習時間の特例措置を受けたいので、家畜改良増殖法第18条の家畜人工授精師免許証の写しを添えて申請します。

(備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とし、縦長に使用する。)

基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成三十年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量（空中写真撮影、オルソ作成）

三 作業期間

平成三十年九月十四日から
平成三十一年三月三十一日まで

平成三十一年三月三十一日まで

四 作業地域

関市、本巣市、郡上市、揖斐郡揖斐川町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、
同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

関市

二 作業種類

公共測量（数値地形図修正）

三 作業期間

平成三十年七月五日から
平成三十一年三月八日まで

四 作業地域
関市

指定自立支援医療機関の指定

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百
二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法
第六十九条の規定により公示する。

平成三十年八月三日

岐阜県知事 古田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

（病院・診療所）

名称	所在地	自立支援医療を担う診療科名	担当しようとする医療の種類	自立支援医療の種類	年指定日
中村歯科	土岐市泉町久尻三九三	歯科・矯正	歯科矯正	育成・更生	平成三十一年八月一日
まばら矯正歯科	中津川市中津川七七三〇	歯科矯正	歯科矯正	同	同
益田歯科医院	高山市片野町三二〇六二	歯科矯正	歯科矯正	同	同

（薬局）

名称	所在地	指定自立支援の種類	年指定日
スギ薬局可児今渡店	可児市今渡一六一九三三三	育成・更生	平成三十一年八月一日
うめま薬局	各務原市鷺沼東町四一七七	同	同
ケンコー薬局	大垣市桑田町一三三三	同	同
中神薬局	恵那市大井町二四一一	同	同

スギ薬局高山駅西店	高山市岡本町一 一〇一	同	同
コグマ薬局	土岐市泉岩畑町三 三 こまど りビル一階	同	同
あおい薬局	恵那市長島町中野三三三 一一二	同	同
大林調剤薬局桐生店	高山市桐生町五 一八七 一	同	同
金の鈴薬局安八店	安八郡安八町東結一五二〇 一	同	同
金の鈴薬局	大垣市長松町字小柳二二六二 三	同	同

(訪問看護事業者)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 指 月 日 定
訪問看護ステーション香和(KAGUWA)	海津市南濃町太田七二 一	育成・更生	平成 三〇・八・一
訪問看護ステーションなごみ	揖斐郡大野町公郷七九 一	同	同
岐阜県看護協会立訪問看護ステーション各務原	各務原市三井北町三 一七七	同	同

指定自立支援医療機関の変更届出

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公示する。

平成三十年八月三日

岐阜県知事 古 田 肇

育成医療・更生医療に係るもの

(訪問看護事業者)

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	年 変 月 日 更
-----	-------	-----------	-----------

ふく訪問看護ステーション
関市武芸川町高野二五九
育成・更生
平成
三〇・五・二〇

平成三十年八月三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社